

豊明市木造住宅耐震改修費補助事業のお知らせ

豊明市では、「豊明市木造住宅耐震改修費補助事業」を実施しています。
この事業は、旧基準木造住宅（昭和56年5月31日以前に着手された在来軸組構法および伝統構法の戸建住宅や一部の併用住宅、長屋または共同住宅）の耐震改修工事を行う方に対し、その工事に要する費用の一部を補助する制度です。

§ 「豊明市木造住宅耐震改修費補助事業」の概要

- 1 補助を受けることができる住宅は、次のア.又はイ.該当し、かつウ.に該当する旧基準木造住宅です。

- (ア) 豊明市が実施した無料耐震診断で判定値が1.0未満と診断された旧基準木造住宅
- (イ) (一財)愛知県建築住宅センターが実施する住宅耐震診断で得点が80点未満と診断された旧基準木造住宅
- (ウ) これまでに市が助成する耐震改修や耐震シェルター整備を行っていない建物

※市が実施している無料耐震診断の結果であれば、平成15年度以降の古い年度の結果でもその対象となります。



- 2 補助を受けることができる工事は、次のいずれかに該当する耐震改修工事です。

- (ア) 耐震診断の結果、判定値が0.7未満の場合
耐震改修後の判定値を、1.0以上とする耐震改修工事
- (イ) 耐震診断の結果、判定値が0.7以上1.0未満の場合
耐震改修後の判定値を、上記耐震診断の判定値に0.3を加算した数値以上とする耐震改修工事
- (ウ) 耐震診断の結果、判定値が1.0未満の場合
一部を工事することにより1階の判定値を、1.0以上とする工事



※どのような補強をした場合に対象となるかなど、細かな点はお問い合わせいただければ回答させていただきます。

- 3 補助金の額は、1戸あたり(ア)および(イ)は**最大100万円**、(ウ)は**60万円**を限度とします。

※(ア)、(イ)の場合、工事費上限額90万円と設計・監理費上限額10万円の合計額

※(ウ)の場合、工事費上限額55万円と設計・監理費上限額5万円の合計額

ただし、リフォーム工事など一緒に行う場合における、耐震改修に関連の無いもしくは範囲外の工事に要する費用は除きます。

※長屋や共同住宅の場合は、耐震改修に要する費用の1/3を限度とします。

- 4 申請方法は、工事契約前に補助金交付申請書に必要書類を添付し、都市計画課の窓口へ直接持参してください。

各年4月1日から12月20日までが申請期間です。

工事契約・着手後の申請はできません。

また、工事完了時には、完了実績報告書の申請が必要です。

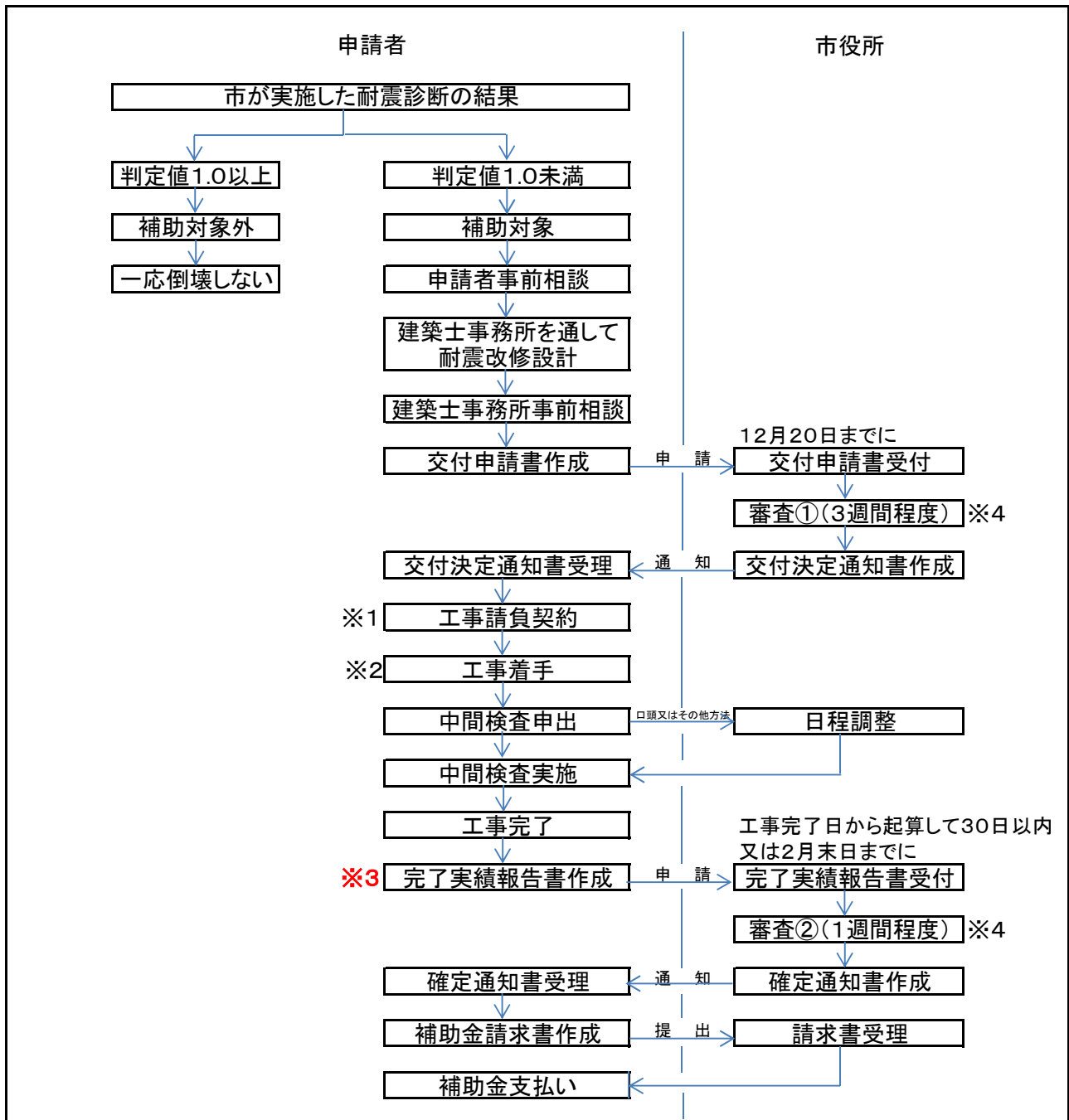


- 5 予算の範囲内で受付を行いますので、申請前に予算の有無についてご確認ください。

- 6 耐震改修工事を行った場合、所得税の税額控除、固定資産税の減額措置、地震保険の割引がされる場合があります。（所得税については確定申告時、固定資産税については工事完了日から3か月以内に手続きが必要となります。）
工事完了後、速やかに提出してください。申請に必要な証明書を発行します。）

問合せ先： 都市計画課 計画建築係 電話0562-92-1114

豊明市木造住宅耐震改修費補助事業の手続きの流れ



- ※1 決定通知日前に工事の着手をした場合は、補助金の交付ができない場合があります。
(補助申請中で交付決定に至っていない申請を含む)
なお、工事の着手とは、建築基準法第3条第2項中の「工事中」とみなされる行為とします。
- ※2 計画の変更等がある場合は、変更内容を整理した後、直ちに変更申請書等の提出が必要です。
(出来る限り、中間検査時までに変更申請をお願いします。)
- ※3 **所得税額の特別控除及び固定資産税額の減額措置の証明申請書を同時に提出してください。**
- ※4 訂正や差し戻し期間を除く